平成２２年度　港湾請負工事積算基準　新旧対比表（第２部　船舶および機械製造修理）

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧）</th><th>改訂（新）</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>１章１節
総則
1-1</td>
<td>第１章　総則

１節　総則

１．目的
この積算基準は、港湾工事用の船舶および機械の製作・修理・据付・改造工事の工事費の予定価格の基礎となる積算価格を算定するためのものである。

２．適用の範囲
この積算基準は、国土交通省直轄の港湾工事用の船舶（鋼船、軽合金船、ＦＲＰ船、鋼製浮桟橋等）および機械（斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量櫓等）の製作工事、修理工事、改造工事、据付工事に適用する。
なお、本積算基準に記載する港湾工事用の船舶および機械の種類と定義は主として以下の通りである。

ドラグサクション浚渫兼油回収船：航路・泊地の浚渫に用いられる船体内に泥倉を有する自航式のポンプ浚渫船。油回収装置も備えている。本積算基準では、ドラグ船と略記する。
海洋環境整備船：海洋環境整備事業に用いられるゴミ回収装置を備える（船により油回収装置も備える）船舶。本積算基準では、環境整備船と略記する。
測量船：航路等の深浅測量に用いられる音響測深器及び船位測定装置等の測量機器一式を固定装備している船舶。
監督測量船：港湾工事の監督および測量に用いられる船舶。
ケーソンヤード進水装置：ケーソンを進水するための進水台車およびウインチ等周辺機械。
ケーソンヤードドックゲート：ケーソン製作ドックと海を隔てる浮上式の鋼鉄製扉。
ケーソンヤードクレーン：定格荷重が4.5トンから10トンで固定式または走行式のジブ型および橋型クレーン。</td>
<td>第１章　総則

１節　総則

１．目的
この積算基準は、港湾工事用の船舶および機械の製作・修理・据付・改造工事の工事費の予定価格の基礎となる積算価格を算定するためのものである。

２．適用の範囲
この積算基準は、国土交通省直轄の港湾工事用の船舶（鋼船、軽合金船、ＦＲＰ船、鋼製浮桟橋等）および機械（斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量櫓等）の製作工事、修理工事、改造工事、据付工事に適用する。
なお、本積算基準に記載する港湾工事用の船舶および機械の種類と定義は主として以下の通りである。

ドラグサクション浚渫兼油回収船：航路・泊地の浚渫に用いられる船体内に泥倉を有する自航式のポンプ浚渫船。油回収装置も備えている。本積算基準では、ドラグ船と略記する。
海洋環境整備船：海洋環境整備事業に用いられるゴミ回収装置を備える（船により油回収装置も備える）船舶。本積算基準では、環境整備船と略記する。
港湾業務艇：港湾整備事業等に伴う工事監督・検査、測量・調査等を実施するほか、港内等の保全にかかる巡視業務や災害発生時の対応などに用いられる船舶。
ケーソンヤード進水装置：ケーソンを進水するための進水台車およびウインチ等周辺機械。
ケーソンヤードドックゲート：ケーソン製作ドックと海を隔てる浮上式の鋼鉄製扉。
ケーソンヤードクレーン：定格荷重が4.5トンから10トンで固定式または走行式のジブ型および橋型クレーン。</td>
<td>測量船・監督測量船を統一して港湾業務艇へ記載変更</td>
</tr>
<tr>
<td>３章８節
清掃装置部
3-56</td>
<td>８節　清掃装置部

１－１　適用範囲
清掃船の製作（改造を含む）における清掃装置部に適用する。</td>
<td>８節　清掃装置部

１－１　適用範囲
船舶の製作（改造を含む）における清掃装置部に適用する。</td>
<td>記載変更</td>
</tr>
<tr>
<td>４章２節
船殻艤装部
4-16</td>
<td>(3)操舵装置修理［手動油圧式、手動式］　１台当り
<table>
<tr><th rowspan="2">名　称</th><th rowspan="2">規　格</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">数　量
区　分</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td>船舶製作工</td><td></td><td>人</td><td>0.6</td><td>1.5</td><td>3.0</td><td></td></tr>
<tr><td>補助材料</td><td></td><td>%</td><td colspan="3">3</td><td>労務費の%</td></tr>
</table>
注）総トン数100GT以下の船舶に適用する。

［施工内容］（手動油圧式）
区分１：舵角調整等。
区分２：配管・シリンダ油漏れ点検、舵角調整等。
区分３：操舵スタンド点検調整、配管・シリンダ油漏れ点検、舵角調整等。
（手動式）
区分１：ターンバックル点検調整、各部給油等。
区分２：操舵スタンド・ターンバックル、各部給油等。
区分３：操舵スタンド・軸受・くさり車・シーブ・チェーン・ターンバックル・ロッド・ワイヤロープ点検調整、各部給油等。</td>
<td>(3)操舵装置修理［手動油圧式、~~手動式~~］　１台当り
<table>
<tr><th rowspan="2">名　称</th><th rowspan="2">規　格</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">数　量
区　分</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th></tr>
<tr><td>船舶製作工</td><td></td><td>人</td><td>0.6</td><td>1.5</td><td>3.0</td><td></td></tr>
<tr><td>補助材料</td><td></td><td>%</td><td colspan="3">3</td><td>労務費の%</td></tr>
</table>
注）総トン数100GT以下の船舶に適用する。

［施工内容］（手動油圧式）
区分１：舵角調整等。
区分２：配管・シリンダ油漏れ点検、舵角調整等。
区分３：操舵スタンド点検調整、配管・シリンダ油漏れ点検、舵角調整等。
~~（手動式）~~
~~区分１：ターンバックル点検調整、各部給油等。~~
~~区分２：操舵スタンド・ターンバックル、各部給油等。~~
~~区分３：操舵スタンド・軸受・くさり車・シーブ・チェーン・ターンバックル・ロッド・ワイヤロープ点検調整、各部給油等。~~</td>
<td>手動式の削除

施工内容手動式の削除</td>
</tr>
<tr>
<td>４章８節
清掃装置部
4-51</td>
<td>８節　清掃装置部

１－１　適用範囲
清掃船の修理における清掃装置部に適用する。</td>
<td>８節　清掃装置部

１－１　適用範囲
船舶の修理における清掃装置部に適用する。</td>
<td>記載変更</td>
</tr>
</table>